

愛媛県視聴覚福祉センター外壁修繕業務 仕様書

1 業務名

愛媛県視聴覚福祉センター外壁修繕業務

2 修繕建物

- (1) 建物名称：愛媛県視聴覚福祉センター
- (2) 所在地：愛媛県松山市本町6丁目11番5号
- (3) 建築年：平成7年
- (4) 構造：鉄筋コンクリート造
- (5) 規模：地上4階・地下1階

3 施行期限 令和6年3月22日

ただし、業務日程については愛媛県視聴覚福祉センター担当者と適宜協議を行うこと。

4 業務内容

本業務は、愛媛県視聴覚福祉センターの外壁について、浮きやひび、欠損等の劣化箇所の修繕を実施するものである。(作業範囲等の詳細は、別添図面を参照すること。)

5 発生材等の処理等

作業に伴う発生材等は各種法令を遵守し、受注者が適切な方法により処分を行うこと。

6 適用仕様書

本修繕の仕様は、仕様書及び図面によるほかは国土交通省発行の「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」(最新版)及び関係諸規則による。

7 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等 (契約締結後速やかに)
- (2) 着手・完了届 (着手・完了後速やかに)
- (3) 作業写真 (完了後速やかに)

(4) その他指示された書類

8 検査

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本修繕業務は、障がい者施設内の施工のため、施設利用者及び施設運営に支障が無いよう施工すること。
- (2) 修繕について、事前に県担当者及び施設管理者、担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮の上施工すること。
- (3) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (4) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (5) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (6) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (7) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (8) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (9) 本修繕を施工にするに当たり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (10) 同敷地内で他の修繕等を行っている場合は、双方の修繕等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (11) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (12) 現場施工上疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。
- (13) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、担当課職員及び施設管理者の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡の上、調整を行うこと。